

○名古屋大学全学技術センターロゴマーク使用に関する基本方針

(令和3年3月11日 企画室会議決定)

(趣旨)

第1条 本方針は、東海国立大学機構（以下「東海機構」という。）名古屋大学全学技術センター（以下「センター」という。）公式ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本方針においてロゴマークとは、別紙に掲げる図柄をいう。

(ロゴマーク等に関する権利)

第3条 ロゴマーク等に関する一切の権利は、センターに帰属する。

(使用方法)

第4条 ロゴマークの使用に関して必要な事項は、『全学技術センターロゴマーク使用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）』に定める。

(使用の届出)

第5条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ使用届出書（別紙様式1）をメールによりセンターに提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 東海機構の構成員が業務に関連する事項のために使用する場合
 - (2) 国の行政機関、地方公共団体が業務のために使用する場合
 - (3) 新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が報道目的で使用する場合
 - (4) ロゴマークが含まれる公表資料の引用、転載等を行う場合
 - (5) その他センターが届出を必要としないと認めた場合
- 2 センターが前項に規定する使用届出書を受理した場合、企画室でその内容を精査し、次の各号のいずれかに該当しない限り使用を認めるものとする。
- (1) ガイドラインに定める使用方法に反する場合
 - (2) 営利を主たる目的として使用する場合
 - (3) センターの信用または品位を毀損するおそれがある場合
 - (4) 法令または公序良俗に反するおそれがある場合
 - (5) その他センターが不適切と認めた場合
- 3 前項の規定により使用を認めた場合、センターは申請者にその旨をメールにより通知するものとする。

(本方針の遵守)

第6条 前条の規定によりロゴマークの使用を認められ、ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) センターに届け出た使用目的のみに使用すること

(2) ガイドラインに定める使用方法に従うこと

(内容の変更)

第7条 使用者が使用届出書により届け出た内容を変更しようとする場合には、あらかじめセンターに変更届出書（別紙様式2）をメールにより提出しなければならない。

2 第5条第2項および第5条第3項の規定は、前項の規定による変更届出書について準用する。

(使用状況の管理)

第8条 センターは使用者に対し、ロゴマークの使用状況について報告、またはロゴマークを使用した対象物等の提出を求めることができる。

(使用の差し止め)

第9条 ロゴマークの使用に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、センターはロゴマークの使用を差し止めることが出来る。

(1) 本方針が規定する手続きを経ずに無断でロゴマークが使用された場合

(2) 第5条または第7条の規定に基づいた届出内容に虚偽があった場合

(3) 第5条第2項の規定に該当する場合

(4) 第6条の規定に違反した場合

(5) その他センターが差し止めの必要を認めた場合

2 ロゴマークの使用を差し止められた使用者は、通知を受けたその日からロゴマークを使用することはできない。

3 センターは、使用者に対し、ロゴマークを使用した対象物等の破棄や回収等、ロゴマークの使用差し止めに係る措置を請求することが出来る。

4 ロゴマークの使用差し止めにより使用者に生じた損害等について、センターは一切の責任を負わない。

(使用料)

第10条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(経費の負担)

第11条 本方針によるロゴマークの使用に係る経費および役務は、全て使用者の負担とし、センターは一切負担しない。

(免責事項)

第12条 本方針によりロゴマークを使用した対象物の品質、正確性、適法性の保証等について、センターは一切の責任を負わない。

(賠償責任等)

第13条 ロゴマークの使用に伴って使用者に生じた損失または損害等について、センターは一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマークの使用により第三者に損害を与えた場合は、使用者の自己責任によって処理するものとし、センターは一切の責任を負わない。

3 使用者は、ロゴマークの使用において故意または過失によりセンターに損害を与えた場合には、生じた損害をセンターに賠償しなければならない。

(所管)

第14条 ロゴマークの取扱いに係る事務は、名古屋大学研究協力部研究企画課が所管する。

(方針の改定)

第15条 本方針は、事前の通知なく必要に応じて改定される場合がある。

2 本方針の改定により使用者に不利益等が生じたとしても、センターは一切の責任を負わない。

(雑則)

第16条 本方針に定めるもののほか、必要な事項については、企画室での審議を経てセンター長が定める。

2 前条の規定は、前項について準用する。

附 則

この方針は、令和3年4月1日から実施する。

[別紙]



TCNU

Technical Center of Nagoya University

(別紙様式1)

年 月 日

全学技術センター長殿

使用届出書

「名古屋大学全学技術センターロゴマーク使用に関する基本方針」を遵守し、ロゴマークを使用したいので下記の通り届け出ます。

記

使用責任者	<ul style="list-style-type: none">・ 氏名・ 住所 (法人等の場合は名称、所在地、代表者の氏名及び住所)
使用目的	200文字以内で記載
使用方法	本文に記載するもののほか、使用の状態が判るサンプル等の画像を別途添付すること。
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
担当者	<ul style="list-style-type: none">・ 所属・ 所在地または住所・ 氏名・ 電話、FAX 番号・ E-mail アドレス・ URL (ロゴマークを使用したものを WEB 公開する場合)

以上

(別紙様式 2)

年 月 日

全学技術センター長殿

変更届出書

年 月 日付で届け出た使用届出書の内容を変更したいので、「名古屋大学全学技術センターロゴマーク使用に関する基本方針」を遵守し、下記の通り届け出ます。

記

使用責任者	<ul style="list-style-type: none">・ 氏名・ 住所 (法人等の場合は名称、所在地、代表者の氏名及び住所)
変更箇所	本文に記載するもののほか、変更箇所が判るサンプル等の画像を必要に応じて別途添付すること。
変更理由	
担当者	<ul style="list-style-type: none">・ 所属・ 所在地または住所・ 氏名・ 電話、FAX 番号・ E-mail アドレス・ URL (ロゴマークを使用したものを WEB 公開する場合)

以上